

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森
			担当者名	長谷川・小幡		内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-04-01	準夜間小児初期救急医療事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	06	小児医療の充実				
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。						
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 対象者23,873人(人口一覧表令和5年5月1日現在による)						
内容	(荒川区小児初期救急診療所の概要) 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日(月曜日～金曜日)の19時～22時まで(準夜間の3時間) 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 ※受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階(荒川区西日暮里六丁目5番3号)						
経過	平成14年度	都は平成18年度までに各区における平日準夜間(概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度)の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 平成18年度 施設開設 ※東京都から小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。					
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行する上でも、事業の必要性は高い。						
実施方法	( 3委託 ) ( 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ) 委託件名：平日準夜間小児初期救急診療事業運営業務委託契約 委託先：一般社団法人荒川区医師会 委託料：24,881千円(令和5年度契約額)						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①	一日あたりの平均受診者数(人)	1.2	2.0	3.2	3.7	-
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として推進する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		25,754	25,732	25,593	25,624	25,825	26,095	26,095
決算額 (5年度は見込み)		24,655	24,526	25,551	24,866	24,767	24,866	26,095
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	受診者数	871	911	901	294	474	767	900
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	協議会運営委員謝礼	0	報償費	協議会運営委員謝礼	0	報償費	協議会運営委員謝礼	13
需用費	協議会消耗品	0	需用費	協議会消耗品	0	需用費	協議会消耗品	1
委託料	小児救急医療運営委託費	24,767	委託料	小児救急医療運営委託費	24,866	委託料	小児救急医療運営委託費	24,881
負担金補助等	小児救急医療運営補助金	0	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	0	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	1,200

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,549	1,203	▲ 346	地方税等	0	0	0
	物件費	24,767	24,866	99	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,675	3,675	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,675	3,675	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	257	144	▲ 113	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 22,898	▲ 22,538	360
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	26,573	26,213	▲ 360	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 22,898	▲ 22,538	360
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 22,898	▲ 22,538	360

備考 令和4年度は医師会への委託料として24,866千円の物件費がかかっている。行政収入としては、3,675千円の都補助金があった。

問題点・課題  
 ・子育て世代の医療ニーズを充足できる環境整備を図るため、関係団体との連携により、小児科医師の確保等の体制整備を推進していく必要がある。  
 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染症への不安から区民が利用を控える動向はあるが、令和4年度の実績は前年度を上回った。必要な時には本事業を利用いただけるよう、区民への啓発を強化する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	必要な時に本事業を利用していただけるよう、区民への啓発を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、区報や電話対応等で本事業を紹介。受診者数は、令和3年度の約1.6倍に増加した。	引き続き、事業の啓発を区報等で広報を継続。また、個別の電話相談でも紹介していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、文京区、目黒区

況(要旨) 平成16年二定 小児初期救急診療について  
 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	衛生統計調査	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
		担当者名	大貫・大田・小幡	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-05-01	衛生統計調査費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 22（ 1947 ）年度	根拠	統計法、人口動態調査令、医師法等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために				
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
	施策	04	統計・調査の推進				
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策及び公衆衛生行政の基礎資料を得る。						
対象者等	1 人口動態調査・・・戸籍法に基づく届出者（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）各種調査・・・無作為に抽出された世帯（世帯員）、指定調査区の該当者 2 医師・歯科医師・薬剤師等の調査・・・医療従事者等						
内容	1 人口動態調査 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ、東京都へ送付。 各種調査・国民生活基礎調査（毎年）・社会保障・人口問題基本調査（毎年） ・医療施設動態調査（通年）・医療施設静態調査（3年周期）※令和5年度実施 ・患者調査、受療行動調査（3年周期）※令和5年度実施 ・業務報告 等 2 医師・歯科医師・薬剤師等の調査 ※令和6年度実施予定 厚生労働行政、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的に、2年毎に、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、各医療従事者の現況を調査する。						
経過	1 人口動態調査 明治5年開始 2 医療施設動態調査 昭和48年開始 3 医師・歯科医師・薬剤師等の調査 昭和23年開始 ※平成23年衛生統計調査費他3事業統合（以下、31年度予算から他事業へ移管） 4 医師等免許経由事務 昭和50年より都知事から区長への委任事務、平成12年改正され区の事務となる→生活衛生課事務費へ統合 5 医療監視事務 平成12年度、地方分権一括法により医療法等にかかわる事務が区の自治事務に位置づけられる→薬事監視事務費へ統合						
必要性	区民の健康の向上や子育てに関係する施策の参考資料となるデータを調査するものであり必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査は、調査員（非常勤職員）により実施、人口動態調査等については常勤職員で実施						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 人口動態調査(衛生統計調査)(件)	5,461	5,427	5,451	5,500	6,000	死亡者数等の増減により変動する
	② 国民生活基礎調査等各種調査(世帯)	-	122	204	189	150	R2年度中止、R3年度は小規模調査、R4年度は大規模調査
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法令等に基づき人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する必要がある。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,057	847	659	462	618	815	1,028
決算額 (5年度は見込み)		561	489	375	295	233	496	1,028
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	①人口動態調査 (件)	5,669	5,485	5,698	5,461	5,427	5,451	5,500
	②医師等の調査 (隔年)	-	3,285	-	3,348	-	2,476	-
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	調査員手当	164	報酬	調査員手当	344	報酬	調査員手当	508
需用費	調査用品等消耗品	67	需用費	調査用品等消耗品	89	需用費	調査用品等消耗品	411
役務費	郵送料	2	役務費	郵送料	63	役務費	郵送料	109

行政コスト計算書	勘定科目		3年度	4年度	差額	行政収入	勘定科目		3年度	4年度	差額
	給与関係費		3,177	3,781	604		地方税等		0	0	0
物件費		69	152	83	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		258	513	255		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計 (a)		258	513	255		
賞与・退職給与引当金繰入額		500	410	▲ 90	行政収支差額 (a)-(b)=(c)		▲ 3,488	▲ 3,830	▲ 342		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額 (d)		0	0	0		
行政費用合計 (b)		3,746	4,343	597	通常収支差額 (c)+(d)=(e)		▲ 3,488	▲ 3,830	▲ 342		
特別費用 (g)		0	0	0	特別収入 (f)		0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)		▲ 3,488	▲ 3,830	▲ 342		

備考 物件費の内訳は、調査用の消耗品費と郵送料である。行政収入として513千円の都委託金がある。

問題点・課題 国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査など調査員による各種調査については調査拒否やオートロック式マンションの増加等により調査票の回収が年々減少し、効果的な調査活動が困難となっている。特に若い世帯へはオンライン調査システムの活用、周知を促していく必要がある。また、オンライン調査が加わったことによる調査員の業務理解について、負担増にもつながっており、保健所から調査員へ説明会を開く際には正しい認識を伝え、実施していただく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	オンライン調査システムが導入されるため、感染対策を実施しつつ、調査員及び世帯への周知と協力を求めていく。	マンションの管理会社に直接伺い、調査の概要等の説明や住民向けポスターの掲示依頼など、調査員と連携しながら、調査を円滑に実施した。	直接、本人に面談できるよう、マンションの管理会社や管理組合を通して、今後も協力を求めている。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森			
		担当者名	長谷川	内線	422			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-05	保健衛生関係団体等補助金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 38（1963）年度	根拠	荒川区補助金等交付規則及び					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	各団体への交付要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会が実施する公益性のある事業や活動等に対して補助を実施することにより区民の健康増進に寄与する。							
対象者等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会							
内容	<p>（各会の主な活動）</p> <p>医師会 予防接種、乳幼児集団健診、無料健康相談、血圧測定、がん相談、校医等の地域保健活動など</p> <p>歯科医師会 歯科衛生相談、母親学級・歯科衛生教室の開設、保育園児等の歯科健診等の公衆衛生活動</p> <p>薬剤師会 小・中学校、町会等を対象とした薬事衛生などの講演会等、医薬品の災害備蓄</p> <p>歯科技工士会 各種研修会開催、歯の衛生週間・荒川区健康週間参加など区民の歯科衛生に対する協力</p> <p>食品衛生協会 食品衛生講習会・相談所等の開設をすることで、食中毒その他危害の発生防止に努める</p> <p>環境衛生協会 環境衛生講演会の開催、営業施設への衛生管理指導等を行い、公衆衛生思想の振興を図る</p>							
経過	<p>昭和38年度 三師会に対する補助開始</p> <p>昭和54年度 食品衛生協会、環境衛生協会に対する補助開始</p> <p>平成 9年度 歯科技工士会に対する補助開始</p> <p>平成18年度 補助金の事務を保健福祉計画課から生活衛生課に移管</p> <p>平成19年度 歯科技工士会に対する補助増額</p> <p>平成21年度 薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万円分）</p> <p>平成25年度 薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万8千円分に変更）</p> <p>平成26年度 使用済み注射針回収容器の支給に係る予算を清掃事務所へ移管（執行委任により生活衛生課で購入）</p>							
必要性	区民の健康を守る組織である医師会等各団体への補助を実施することで、区民の健康増進に寄与することができる。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	医師会会員数（人数）	230	230	229	229	-	会員施設数168/全施設数201（加入率83.6%）
	②	歯科医師会会員数（人数）	109	109	105	105	-	会員施設数71/全施設数127（加入率56.0%）
③	薬剤師会会員数（人数）	125	125	121	121	-	会員施設数75/全施設数107（加入率70.0%）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、区として継続して支援を実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		6,625	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025
決算額 (5年度は見込み)		3,025	3,025	3,025	2,803	2,919	3,025	3,025
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
	医師会補助 (千円)	974	974	974	974	974	974	974
	歯科医師会補助 (千円)	812	812	812	812	812	812	812
	薬剤師会補助 (千円)	649	649	649	649	649	649	649
	歯科技工士会補助 (千円)	125	125	125	94	114	125	125

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助
	歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812		歯科医師会補助
	薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649		薬剤師会補助
	歯科技工士会補助	114		歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助
	食品衛生協会補助	220		食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助
	環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	1,549	430	▲ 1,119	地方税等	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	2,919	3,025	106	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	257	51	▲ 206	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,725	▲ 3,506
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	4,725	3,506	▲ 1,219	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,725	▲ 3,506
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,725	▲ 3,506

備考 行政費用の補助費等は各団体の公益性のある事業への補助金で、令和4年度は3,025千円かかっている。

問題点・課題 公益的活動に取り組む各関係団体と区の連携方法について、今後も各団体と協議及び検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後の区と関係機関の連携について、協議を続けていく。	関係機関と連携し、事業等を進めている。	補助金支給時期を早めることができないか検討する。各団体へ申請書の作成時期について確認を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
	江東区、豊島区において未実施

況(要旨) 議会質問状

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	動物愛護管理推進事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森			
		担当者名	中嶋	内線	422			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	02-01-01	動物愛護管理推進事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 55（1980）年度	根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	の愛護及び管理に関する条例他					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。							
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施</li> <li>2 犬・猫等に関する相談受付             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布</li> <li>② 犬のふん尿放置・放し飼い、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布</li> <li>③ 啓発パンフレットの配布</li> <li>④ 犬のこう傷事故届け出受付</li> <li>⑤ 引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届け出受付</li> <li>⑥ 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業</li> <li>⑦ 飼い猫の不妊・去勢費用の助成</li> </ol> </li> <li>3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 ※ 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施</li> </ol>							
経過	<p>平成 4年度 飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため）</p> <p>平成20年度 飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始</p> <p>平成21年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了）</p> <p>平成24年度 多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始</p> <p>平成30年度 荒川区飼い主のいない猫対策情報連絡会を実施</p> <p>令和元年度 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用に係る助成金交付要綱および猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援に関する要綱の一部改正</p> <p>令和 2年度 飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を再開</p> <p>令和 5年度 令和4年度末で終了予定であった飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を再度3年間延長するとともに、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成について、物価上昇等の影響を加味し、助成額を引き上げ</p>							
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域と協力して取り組む対策を促すための支援事業を実施する必要がある。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	啓発事業(相談件数)	255	194	114	188	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
	②	飼い主のいない猫の不妊去勢手術(助成件数)	161	88	35	95	-	飼い主のいない猫の繁殖抑制、屋外猫の被害緩和を図る。
③	飼い猫の不妊去勢手術(助成件数)	154	155	150	153	-	令和2年度から飼育頭数の要件を1頭からに緩和。	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続		ペットの適正飼育には飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を推進する必要がある。飼い主のいない猫問題についても引き続き地域における理解を高めていく必要がある。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		7,113	6,756	6,480	6,616	7,798	5,824	3,955
決算額 (5年度は見込み)		6,003	5,936	3,658	4,102	4,690	3,020	3,955
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
プレート配布 (枚)		493	452	446	491	464	464	469
忌避剤配布 (本)		291	212	210	277	214	180	240
犬のこう傷事故 (件)		9	4	6	3	3	8	5
相談・苦情件数 (件)		255	175	147	292	194	130	212
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	動物関連講演会講師謝礼外	42	報償費	動物関連講演会講師謝礼外	42	報償費	動物関連講演会講師謝礼外	110
需用費	マナープレート外	150	需用費	マナープレート外	257	需用費	マナープレート外	332
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	30	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	22	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	62
負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	2,032	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	1,186	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	3,451
償還金	都補助金返還金	2,436	償還金	都補助返還金	1,513			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	12,479	9,882	▲ 2,597	地方税等	0	0	0
	物件費	180	279	99	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,625	1,503	▲ 1,122
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	4,510	2,741	▲ 1,769	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,625	1,503	▲ 1,122
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,071	1,179	▲ 892	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,615	▲ 12,578	4,037
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	19,240	14,081	▲ 5,159	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,615	▲ 12,578	4,037
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,615	▲ 12,578	4,037	

備考 行政費用の内訳は給与関係費を除くと補助費等が多く、飼い主のいない猫及び飼育猫に対する不妊・去勢費用助成金1,186千円、都補助金の返還金1,513千円が主な内容である。行政収入は都補助金となっている。

問題点・課題 飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への無責任な餌やりなどが、猫による近隣への糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。また、区の適正飼養に係る普及啓発にもかかわらず、令和元年度から多頭飼育崩壊が毎年1件以上起きており、近隣からの苦情や飼い猫・飼い犬等の保護・譲渡に時間と労力を要している。震災時のペットの避難について、飼い主に対して日頃の備えについて更に周知をしていき、訓練等を通じて、ペットの同行避難の際の避難スペースや動線の確保など具体的な課題について関係者と協議する。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	避難所ごとにペットの同行避難の可能性を検討し、避難所開設訓練を通じ、より啓発していく。	避難所開設訓練で、ペットの同行避難についての説明、啓発を行った。	飼い主の日頃の備えについて周知するとともに、避難所でのペットの受入について関係者と協議していく。
②	飼い主のいない猫対策活動への助成金と飼い猫の不妊・去勢手術費用を助成し、区民へ猫の適正飼育を周知していく。	区報やTwitter等の広報媒体を活用して飼い主のいない猫対策及び猫の適正飼育を区民へ周知した。	多頭飼育崩壊が起きた際に、迅速に動き、関係者と連携して、保護・譲渡を円滑に行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
○犬のしつけ方教室	15区で実施		
○猫の不妊去勢手術費助成	22区で実施		
○猫の適正飼養ガイドライン	6区で策定 (千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田)		

議会(要旨)質問状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度
	予算特別委員会	決算特別委員会	予算特別委員会	決算特別委員会
	飼い主のいない猫対策、地域猫対策、保護猫対策			
	災害時におけるペットの避難について			
	飼い主のいない猫対策、地域猫対策、保護猫対策、ペット同行避難等			
	飼い主のいない猫対策、地域猫対策、保護猫対策、ペット同行避難等			
	飼い主のいない猫対策、地域猫対策、保護猫対策、ペット同行避難等			

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森			
		担当者名	中嶋	内線	422			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	02-01-02	狂犬病予防対策事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50（ 1975 ）年度	根拠	狂犬病予防法、動物愛護管理法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。							
対象者等	生後91日以上の子犬を飼養している区民							
内容	<p>(1) 犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新）</p> <p>(2) 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等で実施&lt;5日間&gt;）</p> <p>(3) 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは半年毎）</p> <p>(4) 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼</p> <p>(5) 捕獲犬の拘留についての公示</p> <p>※手数料</p> <p>① 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,200円</p> <p>② 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円（再交付は1,600円）</p> <p>③ 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・550円（再交付は340円）</p>							
経過	<p>昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更</p> <p>平成 7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更</p> <p>平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）</p> <p>平成28年度 畜犬ソフトシステムの改修（集合注射実施における様式変更等）</p> <p>平成30年度 畜犬ソフトシステムの更改（旧システム保守サポート業者の撤退に伴い）</p> <p>令和 2～4年度 新型コロナウイルス感染症の影響により、狂犬病予防集合注射を中止</p> <p>令和4年6月1日 改正動物愛護管理法施行に伴い、指定登録機関のマイクロチップ装着の犬は狂犬病予防法の特例に基づいた登録とみなされるようになった。</p> <p>令和5年度 獣医師会と協議のうえ、狂犬病予防集合注射を中止</p>							
必要性	日本は世界で数少ない狂犬病浄化国であるが、克服された病気ではなく、発生の危険性が全くないとは言えない。令和2年度には国内で14年ぶりの発症者が確認された例（海外で感染後、来日）があった。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、注射済票の交付については各区民事務所でも受付を行っている。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	登録数	6,866	7,013	7,014	7,000	-	
	②	予防注射接種率	65.8%	70.3%	67.2%	70.0%	100%	済票交付数(再交付除く)÷登録数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続						
法に基づく事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	922	2,218	1,114	1,108	957	1,111	1,102	
決算額 (5年度は見込み)	891	2,071	1,061	923	894	938	1,102	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	鑑札交付数(再交付含む)	593	630	538	672	722	240	250
	済票交付数(再交付含む)	4,921	4,850	4,645	4,530	4,934	4,716	6,000
	畜犬登録数	6,888	6,920	6,854	6,866	7,013	7,014	7,000

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	308	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	303	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	356
役務費	郵送料 (集合注射・未注射犬通知)	462	役務費	郵送料 (集合注射・未注射犬通知)	519	役務費	郵送料 (集合注射・未注射犬通知)	519
委託料	鑑札注射済票封入作業委託	121	委託料	鑑札注射済票封入作業委託	116	委託料	鑑札注射済票封入作業委託	121
使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	0	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	0	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	106

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	11,188	9,023	▲ 2,165	地方税等	0	0	0
	物件費	891	938	47	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3	0	▲ 3	使用料及び手数料	3,343	2,648	▲ 695
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,343	2,648	▲ 695
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,857	1,077	▲ 780	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,596	▲ 8,390	2,206
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	13,939	11,038	▲ 2,901	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,596	▲ 8,390	2,206
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,596	▲ 8,390	2,206

備考 行政費用の物件費の内訳としては、狂犬病予防注射勧奨のための郵便料 (519千円) が主なものである。行政収入は畜犬登録等の手数料によるものであるが、令和4年6月からマイクロチップ装着による登録制度が始まったため、手数料収入が減となっている。

問題点・課題 飼い犬の登録義務(畜犬登録・住所変更・死亡届等)を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に働きかけているが、今後も周知、啓発する必要がある。集合注射に比べ、動物病院での個別接種件数が増えている。集合注射の実施に関しては今後荒川区獣医師会と協議の上、見直しを行う。改正動物愛護法施行に伴う犬の登録制度変更について、飼い主や動物病院に周知、啓発する必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き登録数、予防注射接種率向上のため、登録している飼い主及び動物病院等関係機関への働きかけを強化していく。	改正動物愛護法によるマイクロチップ情報の登録の義務化に伴う事務処理の見直しを行った。	改正動物愛護法で、飼い主が窓口に来る機会が減った。そのため、犬の登録等、飼い主が行うことを区報等で推進する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	医務薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森			
		担当者名	高瀬	内線	427			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	医務薬事監視事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 9（1997）年度	根拠	医薬品医療機器等法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒物・劇物、家庭用品等の販売又は取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 診療所等に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。							
対象者等	薬事関連：薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、麻薬小売業、向精神薬小売業・卸売業、覚醒剤原料取扱者、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者 医務関連：診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所等							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び管理医療機器販売業・貸与業に対する許可、届出受理及び監視指導</li> <li>2 医薬品、医薬部外品等の収去検査</li> <li>3 薬局及び店舗販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導</li> <li>4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導</li> <li>5 麻薬小売業者に対する麻薬小売業の免許及び監視指導</li> <li>6 向精神薬小売業者・卸売業者及び覚醒剤原料取扱者に対する監視指導</li> <li>7 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導</li> <li>8 規制対象の家庭用品の試買検査実施、違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導</li> <li>9 診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所に対する許可、届出受理及び監視指導</li> <li>10 患者等からの医療機関等への苦情相談受付業務</li> </ol>							
経過	<p>平成9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の事務が区に移管</p> <p>平成12年度 地方分権一括法により、毒物劇物販売業及び家庭用品に関する事務が区に移管</p> <p>平成17年度 地方分権一括法により、医療法等に係る事務が区の自治事務に位置づけられた 特例条項で薬事法等に基づく薬局等関連10事業、毒物劇物業務上取扱者関連事業が区に移管</p> <p>平成24年度 地域主権改革推進関連法（平成23年公布）により、毒物劇物業務上取扱者に関する事務が区の自治事務に位置づけられた</p> <p>平成25年度 地域主権改革推進関連法（平成23年公布）により、薬局等に関する事務が区の自治事務に位置づけられた</p> <p>平成27年度 地域主権改革推進関連法（平成25年公布）により、高度管理医療機器等販売業等に関する事務が、区に移管</p>							
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入り等により保管管理等について監視指導を行うことが必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去品、シアン排水、試買品は、東京都健康安全研究センター等に検査を依頼する。試験検査物検査委託：1465千円（R5）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	薬事監視指導率(%)	63	86	93	70	68	立ち入り監視指導数/施設数（許可施設）
	②	毒物劇物監視指導率(%)	18	30	33	27	36	立ち入り監視指導数/施設数
③	医療安全体制整備の状況確認・指導（件）	17	6	23	15	20	医療安全整備体制の自主管理推進チェックリストの送付・立入検査	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,812	1,812	1,910	1,926	2,039	1,937	1,957
決算額(5年度は見込み)		946	832	1,376	1,202	1,125	1,202	1,957
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
薬局・店舗販売業・高度管理等監視件数		245	326	272	285	392	434	316
毒物劇物販売業等監視件数		48	82	30	25	40	42	75
家庭用品試買検体数		41	41	49	41	41	36	38
医療関係施設監視件数		350	80	68	92	60	66	73
予算・決算の内訳								
令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	家庭用品試買検査	188	需用費	家庭用品試買検査	172	需用費	家庭用品試買検査	335
役務費	通知・周知用郵券	46	役務費	通知・周知用郵券	48	役務費	通知・周知用郵券	157
委託料	試験検査委託	890	委託料	試験検査委託	982	委託料	試験検査委託	1,465

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	33,995	34,028	33	地方税等	0	0	0
	物件費	1,125	1,202	77	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	1,466	2,126	660
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,466	2,126	660
	賞与・退職給与引当金繰入額	5,642	4,061	▲1,581	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲39,296	▲37,165	2,131
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	40,762	39,291	▲1,471	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲39,296	▲37,165	2,131
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲39,296	▲37,165	2,131	

備考

物件費のうち982千円を家庭用品・試験検査物の検査委託料が占める。行政収入は医薬関連の許可・届出等の手数料である。

問題点・課題

薬事関連の改正法が順次施行されたため、薬局等に対して周知が必要である。偽造医薬品流通防止対策についても、対応が不十分な施設が存在するため、省令を遵守した対応を実施するよう指導する。  
毒物及び劇物の盗難等を防止するため、保管管理等について、各事業所で必要な対策を行うよう周知・指導を行う。  
施術所の広告については、適正化が求められているため、引き続き指導を実施する。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	改正法が施行されるため、薬局等に対し周知を行う。偽造医薬品流通防止対策も含め、法令を遵守するよう指導する。	改正法について、立入や講習会により薬局等に周知を行った。また、偽造医薬品流通防止対策を含め法令を遵守するよう指導した。	法令遵守体制、オンライン服薬指導など、近年の法改正の内容を周知するとともに、薬局等への指導を実施する。
②	毒物劇物を取り扱う者に対し適正な保管管理を行うよう指導する。	毒物劇物を取り扱う者に対し、適正な保管管理を行うよう指導した。	引き続き、毒物劇物を取り扱う者に対し適正な保管管理を行うよう指導する。令和5年度、学校理科室の一斉確認を実施する。
③	施術所広告ガイドラインが発出される予定である。ガイドラインを周知し、広告の適正化を指導する。	コロナ禍のため国の会議が開催されず、施術所広告ガイドラインの発出はなかったが、現行法に基づき広告の適正化を指導した。	施術所広告ガイドラインが発出される予定であるため、ガイドラインを周知し、広告の適正化を指導する。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会(要旨)状況

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事			
事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森				
		担当者名	竹越	内線	426				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	02-02-01	環境衛生監視事務費							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 50（ 1975 ）年度	根拠	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	美容師法、クリーニング業法他						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画					
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	02	健康危機管理体制の整備						
目的	多くの人が日常的に利用する環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保し、公衆衛生の向上を図る。								
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・届出者及び管理者等								
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境衛生関係施設に対する許可・確認</li> <li>2. 環境衛生関係施設に対する監視指導及び衛生上の助言</li> <li>3. 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物などの施設への衛生指導及び助言</li> <li>4. 住宅宿泊事業法に基づく届出の受理、届出施設への衛生指導及び助言</li> <li>5. 環境衛生関係施設への立入検査時に各種理化学・細菌検査の実施</li> <li>6. 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施</li> <li>7. 社会福祉施設などに対する衛生指導及び助言</li> </ol>								
経過	<p>[昭和50年度] 保健所の区移管により、環境衛生関係施設の許認可及び監視指導を実施</p> <p>[平成 8年度] 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任</p> <p>[平成12年度] 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管</p> <p>環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる</p> <p>[平成24年度] 建築物衛生法の延床5,000～10,000㎡の施設が区に移管</p> <p>[平成24年度] 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの各条例制定</p> <p>興行場条例改正（3月）</p> <p>[平成30年度] 住宅宿泊事業法施行（6月）旅館業法及び施行条例改正（6月）</p> <p>[平成31年度] 旅館業法施行条例改正（4月）</p> <p>[令和 3年度] 旅館業法施行条例改正・公衆浴場法施行条例改正（9月）</p> <p>旅館業法施行条例改正（2月）</p>								
必要性	法令等に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民や利用者の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが重要である。								
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 環境衛生監視員により、監視指導を実施								
指  標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)	
	①	監視指導率（%） （理容・美容・クリーニング）		18	10	20	25	50	監視指導数/施設数
	②	監視指導率（%） （興行場・公衆浴場・旅館等）		105	163	150	170	200	監視指導数/施設数
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
5年度		6年度							
継続		継続		法律や特例条例、区条例等に基づく事務であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,115	1,065	7,267	9,443	9,918	9,435	9,612
決算額 (5年度は見込み)		879	851	4,522	8,694	8,800	8,790	9,612
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
環境衛生施設の許認可届出数		48	47	81	37	50	49	50
環境衛生施設の監視指導数		418	301	382	288	391	358	400
予算・決算の内訳		令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)		令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	非常勤職員報酬	5,222	報酬	非常勤職員報酬	5,141	報酬	非常勤職員報酬	5,196
職員手当等	一般職期末手当	1,026	職員手当等	一般職期末手当	1,026	職員手当等	一般職期末手当	1,032
共済費	社会保険料	1,015	共済費	社会保険料	979	共済費	社会保険料	953
旅費	特別旅費	627	旅費	特別旅費	627	旅費	特別旅費	642
需用費	各種検査材料費、消耗品等	125	需用費	各種検査材料費、消耗品等	132	需用費	各種検査材料費、消耗品等	367
委託料	理科学検査委託	664	委託料	理科学検査委託	764	委託料	理科学検査委託	1,133
負担金補助等	衛生管理講習会分担金	70	負担金補助等	衛生管理講習会分担金	70	負担金補助等	衛生管理講習会分担金	70

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	35,498	34,637	▲ 861	地方税等	0	0	0
	物件費	1,468	1,574	106	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	70	70	0	使用料及び手数料	787	543	▲ 244
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	787	543	▲ 244
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,720	3,297	▲ 1,423	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 40,969	▲ 39,035	1,934
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	41,756	39,578	▲ 2,178	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 40,969	▲ 39,035	1,934
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 40,969	▲ 39,035	1,934

備考

行政費用において、係内の人員減により給与関係費が減少した。また、物件費のうち764千円を委託料が占める。行政収入は許可申請手数料等の歳入である。

問題点・課題

- ・旅館業において、営業従事者の常駐が守られていない事例がある。
- ・住宅宿泊事業において、平日に宿泊を行っている事例がある。
- ・旅館業等を取り巻く環境の変化に合わせて荒川区ルールの見直し等が必要である。
- ・旅館業の営業施設に対する監視指導において言葉の問題が発生する事例がある。
- ・入浴施設等におけるレジオネラ属菌対策で、引き続き監視指導や助言等が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	環境衛生関係営業施設に対する、効果的な監視指導を行う。	環境衛生関係営業施設に対する、効果的な監視指導を行った。	環境衛生関係営業施設に対し、より効果的な監視指導を行う。
②	レジオネラ属菌が検出されないよう、自主的な施設管理を推進する。	レジオネラ属菌が検出されないよう、自主的な施設管理を推進した。	レジオネラ属菌が検出されないよう、施設の自主管理を推進する。
③	旅館業・住宅宿泊事業で適切な運営管理がなされているか重点的な監視指導を行う。	旅館業・住宅宿泊事業で適切な運営管理がなされているか重点的な監視指導を行った。	旅館業・住宅宿泊事業で適切な運営管理がなされるよう、重点的に監視指導を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	平成28年度予算特別委員会 区内の民泊の実態について調査すべき 平成29年度6月会議 違法民泊の実態調査について 平成30年度9月会議 旅館業法施行条例の改正、荒川区ルールの新なる強化について 令和3年度9月会議 旅館業法施行条例・公衆浴場法施行条例の改正について 令和3年度2月会議 旅館業法施行条例の改正について
-----------	--

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-13	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	住まいの衛生支援事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森			
		担当者名	池ノ谷	内線	426			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	02-02-02	住まいの衛生支援事業						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 5年度 <input type="checkbox"/> 4年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50（ 1975 ）年度	根拠	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	ねずみや衛生害虫が媒介する感染症の発生を予防したり、スズメバチ等の身体に重大な危害を及ぼす衛生害虫から区民を守る。 また、快適な居住環境の確保を図る。							
対象者等	ねずみ・衛生害虫（ダニ等）、カビ、シックハウス等で困っている区民							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ねずみ・衛生害虫の駆除や防除、住居衛生（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての相談及び助言、ねずみ退治講習会の開催</li> <li>2. 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によるボウフラの駆除</li> <li>3. 人に対して重大な危害を及ぼす場合があるスズメバチの巣の撤去</li> <li>4. ねずみの駆除や防除では、必要に応じて駆除用器材の貸し出し等を行い、冬季は一斉駆除月間を設け、区民に殺そ剤を配付</li> <li>5. 蚊媒介感染症や災害発生時等、事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等によりねずみや衛生害虫を駆除</li> </ol>							
経過	<p>[平成 8～13年度] 住まいのダニ診断実施</p> <p>[平成11～13年度] 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直し動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>[平成13～18年度] 室内空気中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>[平成15年度] 住まいのダニアレルゲン検査、ねずみ退治講習会を開始</p> <p>[平成20年度] 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p> <p>[平成28年度] 町会・自治会の協力によるボウフラ駆除事業を開始</p>							
必要性	ねずみや衛生害虫、居住環境が区民の日常生活へ及ぼす影響が大きいとため、区民を支援する必要がある。また、衛生害虫等が媒介する感染症への対策として効果が期待できる。							
実施方法	（ <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員） 委託により昆虫成長阻害剤（ボウフラ駆除剤）の雨水桝への投入やスズメバチの巣の撤去を実施							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	殺そ用薬剤配布実施率(%)	95	94	95	100	100	配付数/計画数（配付数）
	②	ボウフラ駆除薬剤投入実施率(%)	93	97	95	99	100	投入数/計画数（投入数）
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	ねずみや衛生害虫に関する相談が多いため、被害を防止し、区民が快適に暮らせるよう継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	9,587	9,807	7,661	8,210	8,334	7,128	8,322	
決算額 (5年度は見込み)	8,852	7,584	6,297	6,422	6,238	6,455	8,322	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	ポウフラ駆除薬剤投入	136,300	153,450	189,994	190,474	209,007	203,000	222,000
	殺そ用薬剤配付数 (袋)	10,001	10,584	10,291	10,455	11,931	28,584	12,000
	ねずみ・害虫相談件数	698	517	462	650	547	514	600

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,420	報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,415	報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,523
需用費	ポウフラ駆除剤、殺そ剤等	2,805	需用費	ポウフラ駆除剤、殺そ剤等	2,694	需用費	ポウフラ駆除剤、殺そ剤等	4,257
役務費	郵便料、殺そ剤等配送	112	役務費	郵便料、殺そ剤等配送	112	役務費	郵便料、殺そ剤等配送	120
委託料	害虫駆除作業委託他	1,900	委託料	害虫駆除作業委託他	2,234	委託料	害虫駆除作業委託他	2,394
使用料等	トラック借上	0	使用料等	トラック借上	0	使用料等	トラック借上	28

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	9,897	10,741	844	地方税等	0	0	0
	物件費	4,818	5,040	222	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,700	2,700	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,420	1,415	▲5	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,700	2,700	0
	賞与・退職給付引当金繰入額	1,643	1,282	▲361	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲15,078	▲15,778	▲700
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	17,778	18,478	700	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲15,078	▲15,778	▲700
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲15,078	▲15,778	▲700

備考 物件費は一般需要費が2,694千円、薬剤投入作業委託等の委託料が2,234千円を占める。行政収入は都の包括補助の歳入である。

問題点・課題 ○蚊媒介感染症(デング熱、ジカ熱、チクングニア熱、ウエストナイル熱など)及び対策に関する効果的な啓発事業の実施が必要である。  
○区民からねずみとハチの駆除等に関する相談が多い。  
○区内でトコジラミの相談が増加している。今後、効果的な啓発事業を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も東京都のデータ等を活用し、公衆衛生の向上に努める。	東京都のデータ(サーベイランス調査)の結果を活用して公衆衛生の向上に努めた。	今後も東京都のデータ等を活用して公衆衛生の向上に努める。
②	適宜、新しい情報も取入れ、より良い普及啓発資料の作成に努める。	窓口やホームページで提供する資料を分かりやすく改善し、区民の衛生害虫に対する理解を深めた。	適宜新しい情報も取り入れ、知識の普及に努める。
③	継続的に衛生害虫等に関する最新の情報を収集する。	逐次、新しい情報を収集し共有化を図った。	引き続き新しい情報や知見の収集に努める。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨 平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について  
平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について  
平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
		担当者名	坂巻	内線	428		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	02-03-01	食の安全・安心対策					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 50（ 1975 ）年度	根拠	食品衛生法、食品表示法、東京都ふぐの取扱い				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	規制条例 等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	食品衛生法の規定により、毎年策定する「荒川区食品監視指導計画」に基づき、区内事業者等に対して監視指導（通常監視、夏期・歳末一斉監視等）を行い衛生管理の徹底を図る。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者等に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出に関する許可事務と監視指導・食品表示相談</li> <li>2. 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査を行い、その結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する。</li> <li>3. 収去検査：区内食品取扱施設の食品について細菌・化学検査を実施し、その結果を踏まえて違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。</li> <li>4. 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーを活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。</li> <li>5. 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。</li> </ol>						
経過	令和 2年度 ・食品衛生法改正に基づくHACCP制度開始 令和 3年度 ・改正食品衛生法の施行 令和 4年度 ・「許可・監視等業務」を本事業に統合						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 営業許可等の事務は、事前相談、実地検査、改善確認等を実施。講習会は職員が講師となり、区民からの依頼にも対応する。食品、ふん便等は、東京都健康安全研究センターに検査を依頼する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 収去検査（化学）の不適合率%	0	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	② 収去検査（細菌）の不適合率%	22	20	18	20	20	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
③ 講習会実施数	6	9	10	50	50		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	法や条例等に基づく事業として、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業や食品衛生の普及啓発を行う事業を継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		5,395	6,163	5,621	5,627	10,503	8,645	8,200
決算額 (5年度は見込み)		3,643	5,579	3,973	2,768	2,530	3,100	8,200
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
化学検査：項目数		1,164	1,046	1,148	251	174	2	975
細菌検査：項目数		915	861	772	208	605	390	835
都健安研・食技研 (委託：検査数)		27	360	104	42	43	155	180
講習会数		55	55	49	6	9	10	50

  

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	収去及び簡易検査用消耗品	498	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	675	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	808
役務費	講習会通知等郵便	70	役務費	講習会通知等郵便	65	役務費	講習会通知等郵便	192
委託料	試験検査物の委託	1,874	委託料	試験検査物の委託	2,272	委託料	試験検査物の委託	7,112
使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	88	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	88	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	88

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額	3年度		4年度	差額		
行政費用	給与関係費	51,208	76,219	25,011	地方税等	0	0	0	
	物件費	2,530	3,100	570	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	8,479	6,705	▲ 1,774	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	8,479	6,705	▲ 1,774	
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,499	9,097	598	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 53,758	▲ 81,711	▲ 27,953	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	62,237	88,416	26,179	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 53,758	▲ 81,711	▲ 27,953	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 53,758	▲ 81,711	▲ 27,953		

備考

物件費のうち、一般需要費が675千円、委託料が2,272千円を占める。行政収入は食品関係事業者の手続きに伴う手数料であり、「許可・監視等業務」を本事業に統合したことにより3年度決算から計上されている。

問題点・課題

少量感染の食中毒が増加していることを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える必要がある。区内事業者に対し、必要に応じて立入りを行い、収去検査において不適だった施設の改善を図るための指導をする。令和3年6月より義務化されたHACCPなどの食品衛生管理の推進を図るため、講習会の実施や必要に応じた製品の自主検査を指導する。国や都などの関係機関からの通知や情報提供に関する適切な周知方法については、区内事業者の件数、営業形態などを考慮しながら工夫する。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	営業者及び区民に対する説明を分かりやすく理解できるよう工夫し、普及啓発にさらに努める。	営業者に対し直接カンピロバクター食中毒の啓発やHACCPの指導を行うなど普及啓発に努めた。	食中毒予防をはじめとする食品衛生の情報や国や都の通知を営業者及び区民に対してわかりやすく説明し普及啓発に努める。
②	国や東京都等から発せられる情報を営業者に対し周知し、分かりやすい説明を行う。	食品衛生法改正に伴う設備基準の変更について窓口で説明、あるいは郵送で営業者に周知した。	区内の営業者に対し居酒屋や製造業を中心にHACCPの支援や生食肉、アニサキス等食中毒対策について監視指導する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-16		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	公害健康被害補償給付費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	齋藤		内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	補償給付費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するため、補償給付を行うことにより健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）							
対象者等	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。） 【令和5年5月末現在】15歳未満0人・15～64歳337人・65歳以上137人 計474人							
内容	現在の被認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の（1）～（8）の個別補償を行っている。 （1）医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。）（2）療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給（3）障害補償費 障害等級（特級～3級）を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給（4）児童補償手当 障害等級（特級～3級）を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給（5）遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給（10年間）（6）遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給（7）葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給（8）診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部（@1,000円）を補助（区単独事業）							
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され（当区を含め23区中19区が指定された）、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、被認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。							
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って事務事業を継続しなければならない。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	被認定者数	510	489	476	459	416	目標値は、平均減少率から算出。
	②	医療費（延べ件数）	9,123	8,406	8,145	7,640	6,319	目標値は、過去の実績から算出。
③	医療費総額（公害・非公害医療機関・調剤）	153,474	149,228	143,823	134,891	111,555	目標値は、過去の実績から算出。単位：千円	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続	継続		国の法定受託事務として継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	639,056	610,159	601,422	582,830	573,855	552,472	531,649
決算額 (5年度は見込み)	603,102	596,448	563,418	527,137	509,909	489,976	531,649
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
被認定者数(3月末)	566	546	534	510	489	476	459
(内15歳未満)	0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳							
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
扶助費	医療費、障害補償費等	509,785	扶助費	医療費、障害補償費等	489,824	扶助費	医療費、障害補償費等
扶助費	診断書扶助料	124	扶助費	診断書扶助料	152	扶助費	診断書扶助料

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	12,209	9,521	▲ 2,688	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	509,909	489,976	▲ 19,933	分担金及び負担金	509,785	489,824	▲ 19,961
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	509,785	489,824	▲ 19,961
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,026	1,136	▲ 890	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,359	▲ 10,809	3,550
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	524,144	500,633	▲ 23,511	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,359	▲ 10,809	3,550
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,359	▲ 10,809	3,550

備考 行政費用の扶助費は補償給付費及び診断書扶助料である。行政収入は補償給付費を対象とする公害健康被害補償給付費納付金のものである。被認定者数の減により、行政費用及び行政収入ともに減となっている。

問題点・課題 被認定者の高齢者化が進み、75歳以上の被認定者が91名となった。75歳以上の割合が全体の約19%となることから、不確定要素である遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭費が増えると考えられる。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	正確かつ遅滞ない給付事務を行う。	概ね、正確かつ遅滞ない給付ができた。また、作業手順を見直し・改善し、正確性を高めた。	正確かつ遅滞ない給付事務を行う。
②			
③			

他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)  
 練馬・杉並・世田谷・中野区の4区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>)に該当しないため、本件に係る事務を執行しない。

議会議事録(要旨) 状況

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	公害健康被害補償給付事務費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森
			担当者名	鈴木		内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02		事務費				
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補する補償給付を行うための事務費。公害健康被害の補償等に関する法律を根拠法令とする。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。						
対象者等	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。） 【令和5年5月末現在】15歳未満0人・15～64歳337人・65歳以上137人 計474人						
内容	<p>認定・検査・審査・給付等に係る事務費（以下、令和4年度実績）</p> <p>(1) 認定 被認定患者からの申請により公害検査を行い認定審査会の答申を受け、認定失権や補償給付に係る等級の認定を行う。更新：3年毎（慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫）・2年毎（ぜん息性気管支炎）、見直し：毎年（有級者）【検査】医学的検査委託料（@6,413～@28,121）×413件、主治医診断報告書文書料@4,070×345件、被認定死亡者医学的検査結果報告文書料@3,113×2件 【認定審査会】月1回開催 委員10名（医師8名、弁護士1名、区職員1名）</p> <p>(2) 給付 医療機関からの診療報酬明細書を点検し、診療報酬審査会の答申を受け医療給付を行う。【診療報酬取扱手数料】公害医療機関@550×3,794件・薬局@275×3,407件・非公害医療機関@1,380×457件、【療養費等支払事務委託料】入力票割@173,470・均等割@124,000、【レセプト点検】点検@106.7×7,707件・突合@108.9×3,177件・入力@35.2×7,667件、【診療報酬審査会】月1回開催 委員6名（医師4名、薬剤師2名）</p>						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既被認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法令に基づく補償制度であるため、定められた基準等に沿って、事務事業を継続しなければならない。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 被認定者数	510	489	476	459	416	目標値は、平均減少率から算出
	② 認定審査会諮問件数（年間）	583	530	486	532	532	目標値は、過去の実績から算出
③ 認定審査会1回当たりの審査件数（平均）	48.5	44.2	40.5	44.3	44.3	目標値は、過去の実績から算出	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	国の法定受託事務として継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	46,199	25,884	24,795	26,367	26,027	26,153	23,548
決算額 (5年度は見込み)	44,019	24,274	22,409	21,370	21,105	20,941	23,548
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
被認定者数	566	546	534	510	489	476	459
認定審査回数	12	12	12	11	12	12	12
認定審査会委員数	12	12	12	12	10	10	10
診療審査委員数	6	6	6	6	6	6	6

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	審査会委員報酬	2,939	報酬	審査会委員報酬	3,018	報酬	審査会委員報酬	3,144
報償費	診療報酬手数料等	4,614	報償費	診療報酬手数料等	4,434	報償費	診療報酬手数料等	4,686
旅費	大気系連絡協議会総会旅費等	16	旅費	大気系連絡協議会総会旅費等	18	旅費	大気系連絡協議会総会旅費等	103
需用費	印刷製本費等	393	需用費	印刷製本費等	313	需用費	印刷製本費等	595
役務費	認定患者宛郵送料	779	役務費	認定患者宛郵送料	728	役務費	認定患者宛郵送料	847
委託料	医学的検査委託等	10,146	委託料	医学的検査委託等	9,927	委託料	医学的検査委託等	13,944
使用料等	プリンター等賃借料	198	使用料等	プリンター等賃借料	229	使用料等	プリンター等賃借料	229

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	13,028	13,163	135	地方税等	0	0	0
	物件費	11,533	11,216	▲ 317	国庫支出金	18,950	18,892	▲ 58
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	6,633	6,707	74	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	18,950	18,892	▲ 58
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,675	1,211	▲ 464	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 13,919	▲ 13,405	514
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	32,869	32,297	▲ 572	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 13,919	▲ 13,405	514
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 13,919	▲ 13,405	514

備考

物件費は主に医学的検査委託等の委託料(9,927千円)が占めている。行政収入の国庫支出金は公害健康被害補償給付事務費交付金(1/2補助率)である。

問題点・課題

被認定者数は減少しているものの、認知症等により更新等手続きが困難な高齢の被認定者や、治療状況の把握が困難な施設入所の被認定者が増加している。また、稼働年齢の被認定者も仕事のため指定日の検査受診や更新手続きが困難である相談も増加している。  
認定更新等審査の正確性を確保できるよう、被認定者の個々の状況を考慮した柔軟な対応が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	公害補償システムの保守延長に向けて契約等の調整に取り組む。	公害補償システムの保守延長に向けて契約等の調整に取り組んだ。	公害補償システムの機器更改に向けて契約等の調整に取り組む。
②			
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
議会議決要旨	練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>)に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ぜん息教室	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
		担当者名	近藤	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	ぜん息教室					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 55（1980）年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。）やぜん息等の呼吸器疾患に関心のある方に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・呼吸筋ストレッチ等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図る。						
対象者等	被認定者、東京都大気汚染医療費助成患者及びぜん息等呼吸器疾患のある方						
内容	令和4年度実績（講座内容・開催年月日・参加者数）						
	①「ぜん息音楽教室」は第1回（6月17日）日暮里サニーホールコンサートサロン 4名参加（成人対象） 第2回（12月9日）日暮里サニーホールコンサートサロン 7名参加（成人対象） ②「ぜん息呼吸筋ストレッチ教室」10月25日（火）峡田ふれあい館洋室1・2 7名参加（成人対象） 周知方法：区報、区ホームページ、区内関係施設及び公共施設にてチラシの配布・ポスターの掲示。 大気汚染医療費助成制度の更新通知、公害補償費・療養手当の通知書に同封。 ☆「ぜん息呼吸筋ストレッチ教室」のポスター、チラシ、「ぜん息音楽教室（第2回）」のチラシは独立行政法人 環境再生保全機構の広報支援事業を活用						
経過	児童対象のぜん息事業は、平成15年度から平成17年度は通学に支障のないように、土曜・祝日に実施した経過もあるが、参加者数は変わらなかった。18年度からは平日に戻したが少数参加にとどまっております（実績：平成22年度8名、23年度3名）、24年度からは開催していません。 成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。 ぜん息音楽教室においては、通院等により午後の時間帯に参加ができないとの意見を踏まえ、平成28年度は年2回の第1回目を午前開催とした。また、他自治体の状況から、実施会場の認知度やアクセスの良さに参加者数が比例している傾向があることを踏まえ、第2回目は日暮里サニーホールコンサートサロンにて午後開催とした。令和元年度からは年2回のうち1回目、2回目とも認知度やアクセスの良い日暮里サニーホールコンサートサロンを会場にし、集客数の増を図ることになった。						
必要性	気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者が自己管理の知識と実技指導を行うことで、病状の悪化を防ぐ。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
	① 参加率（%）	1.0	1.6	1.4	2.6	11.9	参加者/対象者(公害・18歳以上大気患者)
	② 延べ参加者数（人）	14	21	18	33	150	※2年度の参加率・延べ参加者数はストレッチ教室のみ
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	継続	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、公害保健福祉事業及び予防事業の一環として、腹式呼吸、呼吸筋ストレッチを行い、健康回復を図る。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		114	114	123	123	138	147	167
決算額 (5年度は見込み)		106	110	118	26	96	134	167
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	延べ参加者数	107	80	70	14	21	18	33
	公害認定者数	566	546	534	510	489	476	459
	大気医療助成 (18歳以上)	1,242	1,108	937	880	829	762	752
	大気助成児童対象 (18歳未満)	34	28	18	21	16	8	7
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	講師謝礼	58	報償費	講師謝礼	94	報償費	講師謝礼	98
需用費	消耗品費	22	需用費	消耗品費	13	需用費	消耗品費	20
役務費	郵送料	5	役務費	郵送料	3	役務費	郵送料	14
使用料等	施設使用料	12	使用料等	施設使用料	24	使用料等	施設使用料	35

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,706	2,522	816	地方税等	0	0	0
	物件費	38	39	1	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	70	116	46
	補助費等	58	94	36	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	70	116	46
	賞与・退職給与引当金繰入額	283	301	18	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,015	▲ 2,840	▲ 825
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,085	2,956	871	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,015	▲ 2,840	▲ 825
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,015	▲ 2,840	▲ 825	

備考 物件費は消耗品費等40千円、補助費等は講師謝礼94千円であり、令和3年度はコロナ禍により音楽教室を中止したため行政費用が減少したが、令和4年度から再開しており、再び増加に転じている。行政収入は公害健康被害予防事業助成金及び公害保健福祉事業納付金の歳入である。

問題点・課題 参加者について、被認定者の減少や高齢化などにより、拡大が見込めない状況にある。そのため、東京都大気汚染医療費助成患者やその家族、認定を受けていない呼吸器疾患の患者を対象とした参加者の拡大が必要である。周知方法についても検討する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新型コロナが終息するまでは、引き続き健康チェックをした上で、定員を半数以下にして講座を行う。	新型コロナ感染防止のため、参加者の間隔を取るなど指導方法を工夫した。	引き続き感染防止対策を万全に行い、安心して参加できる講座を作る。
②			
③			

他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)	
	未実施 板橋区 新宿区 江戸川区 23区中、練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外」であるため、福祉事業は実施無し。	

況(要旨)	議会質問状

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	水泳教室	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
		担当者名	近藤	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-05	水泳教室					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 60（ 1985 ）年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。						
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住、在学の小学1年生から小学6年生（募集50名、昭和60年度～平成20年度）。平成21年度からは回数及び対象を拡大し、小学1年生から中学3年生（募集各50名）として開催。平成24年度からは対象をさらに拡大し、5歳児から中学3年生として開催している。						
内容	実施時期	9月～11月に10回開催（毎週木曜）					
	場所	荒川総合スポーツセンター 大・小プール					
内容	定員	15名（対象：5歳児～中学3年生の主治医の同意が得られるぜん息患者）					
	周知方法	対象者に個別通知、区報、区営掲示板への掲載、区内関係施設及び公共施設へのチラシの配布、ポスター掲示。小学校については、1～6年生までの生徒にチラシの配布。					
	医療体制	毎回教室前に体温計測、パルスオキシメーターによる測定と医師による検診を行い、当日の参加の可否を決定する。また、教室後にもパルスオキシメーターによる測定を行い、必要に応じて医師の検診も行う。					
	実施体制	医師1名、看護師1名、水泳指導員5名、業務委託職員及び事務局（教室中は常にプールサイドに医師及び看護師、見守り役として業務委託職員1名が待機する。）					
事業区分	公害健康被害予防事業						
経過	平成11年度より、対象年齢の公害健康被害認定を受けた者が0名となった。 平成16年度から主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。平成17年度に医師・看護師の謝礼を見直した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し増額した。平成21年度より転地療養事業終了に伴い、対象年齢を広げ（旧：小1～小6→新：小1～中3）、前期・後期の開催とした。平成24年度より対象年齢を5歳児～中3とした。 平成30年から対象となる東京都大気汚染医療費助成患者が0名となった。 実績：平成22年度 32名参加    平成23年度 13名参加    平成24年度 16名参加 平成25年度 20名参加    平成26年度 20名参加    平成27年度 19名参加 平成28年度 18名参加    平成29年度 16名参加    平成30年度 14名参加 令和元年度 荒川総合スポーツセンター改修工事のため休止 令和2～4年度 新型コロナウイルス感染症の影響のため、事業中止						
必要性	水泳は、体力・運動能力を向上するばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 技術力に応じて4～5班に分けて、指導員が水泳指導を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 参加者数(人)	0	0	0	15	-	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
継続	改善・見直し	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害保健福祉事業及び予防事業の一環として実施していたが、令和2～4年度はコロナの影響のため中止。今後の実施方法を検討する。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		1,386	1,386	—	1,321	1,370	72	1,907
決算額（5年度は見込み）		1,377	1,359	—	0	0	0	1,907
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	参加人数	16	14	0	0	0	0	0
	大気認定者における対象者数	2	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	医師・看護師・指導員謝礼	0	報償費	医師・看護師・指導員謝礼	0	報償費	医師・看護師・指導員謝礼	1,140
需用費	消耗品費・食糧費	0	需用費	消耗品費・食糧費	0	需用費	消耗品費・食糧費	89
役務費	郵便・手数料	0	役務費	郵便・手数料	0	役務費	郵便・手数料	19
委託料	委託料	0	委託料	委託料	0	委託料	委託料	385
使用料等	施設使用料	0	使用料等	施設使用料	0	使用料等	施設使用料	274

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	638	624	▲ 14	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	106	74	▲ 32	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 744	▲ 698	46
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	744	698	▲ 46	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 744	▲ 698	46
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 744	▲ 698	46

備考

令和元年度は荒川総合スポーツセンターの改修工事により、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したため、運営経費及び収入が0となっている。

問題点・課題

子ども医療券の対象年齢拡大に伴い、東京都大気汚染医療費助成を受けている15歳未満のぜん息児の把握が困難となっていることに加え、参加者が低年齢化しているため、参加対象者は減少傾向である。そのため、事業の周知方法やコストの観点からも事業の継続を含めた検討をしていく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止。	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した運営体制の検討。
②			
③			

他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)
	* 未実施区 品川区・北区・渋谷区・目黒区 「旧指定地域18区外 1区(練馬)実施」
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-20		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	療養講座		部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
			担当者名	近藤	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-02	療養講座						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。）及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。							
対象者等	被認定者やその家族、気管支ぜん息等の呼吸器疾患に関心のある方。							
内容	気管支ぜん息、その他呼吸器疾患に関する知識普及と日々の自己管理などについて、講演会形式にて実施する。講師については、毎年具体的なテーマを設定し、そのテーマに基づき選定している。実施時期は10月もしくは11月の平日の1回2時間とし、実施場所は荒川区役所会議室等としている。周知方法：区報、区営掲示板、区ホームページ、区内関係施設及び公共施設にてチラシの配布・ポスターの掲示、大気汚染医療費助成制度の医療券に同封。 ☆ポスター、チラシは 独立行政法人 環境再生保全機構の広報支援事業を活用。							
経過	ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は実施していない。 成人対象の講座においては、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、参加者数が増加しなかったことから、現在は、平日の午後に開催している。 平成30年度「ぜん息とのつきあい方ABC」10月12日 27名参加 令和元年度「長引くせきに落とし穴「私ってぜんそく？」」10月11日 15名参加 令和2年度「長引くせきの原因。ぜん息とCOPDと、その合併症について考えてみましょう！」11月27日14名参加 令和3年度「フレイルにならないための栄養管理のヒント」10月22日10名参加 令和4年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ため中止							
必要性	被認定者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行うことにより、疾病とその治療法に関する知識を普及し、健康の増進を図ることは重要である。なお、当事業は国の補助事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 講演会形式にて行い、必要に応じて実技指導を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	参加率（％）	2.7	2.0	0	5.3	7.3	参加者/対象者（公害認定者）
	②	延べ参加者数（人）	14	10	0	25	30	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、公害保健福祉事業及び予防事業の一環として、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		105	105	93	100	77	82	85
決算額 (5年度は見込み)		82	39	63	43	42	0	85
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	延べ参加人数	28	27	15	14	10	0	25
	対象者数 (公害認定者数)	566	546	534	510	489	476	459
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	講師謝礼	27	報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	42
需用費	消耗品費	11	需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	9
役務費	郵便料	3	役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	24
			使用料	施設使用料	0	使用料	施設使用料	10

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,706	624	▲ 1,082	地方税等	0	0	0
	物件費	14	0	▲ 14	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	49	0	▲ 49
	補助費等	27	0	▲ 27	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	49	0	▲ 49
	賞与・退職給与引当金繰入額	283	74	▲ 209	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,981	▲ 698	1,283
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,030	698	▲ 1,332	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,981	▲ 698	1,283
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,981	▲ 698	1,283

備考

物件費は消耗品費、郵送料といった運営経費となっており、補助費等は講師謝礼である。行政収入は公害健康被害予防事業助成金及び公害保健福祉事業納付金の歳入である。

問題点・課題

対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。また、被認定者以外にも気管支ぜん息等を患っている患者や家族の方を対象にする。  
薬餌療法や日常生活における自己管理といった重要なポイントについても、講演テーマに盛り込むなどにより知識の普及をする。  
また、アンケートの結果を踏まえて、講演会の内容や講演会の時間等を再検討しつつ、感染症拡大時における運営方法の見直しが必要である。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新型コロナが終息するまでは、引続き事前の健康チェックを行い、定員を半数にして予防対策をとりながら講座を行う。	新型コロナ感染症の感染拡大防止のため、事業を中止した。	新型コロナ感染症の感染拡大防止対策をしながら、安心して参加できる環境を整備し、必要な情報提供を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)	未実施区 千代田区、江戸川区、港区、渋谷区 「旧指定地区18区外 杉並区実施」	
況(要旨)	議会質問状		

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-21		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	家庭療養指導		部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
			担当者名	近藤	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-03	家庭療養指導						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた者（以下「被認定者」という。）を訪問し、日常生活の指導、保健指導等を実施するとともに、病状回復の促進を図る。効果的指導が行えるように、関係機関との連絡、協調を緊密にし、関連諸政策の調整を行う。							
対象者等	更新手続時面接、医学的検査時面接、主治医診断報告書、公害診療・公害調剤レセプト等から、必要性の高い被認定者を選定する。							
内容	<p>訪問対象者① 2級の被認定者・在宅酸素療法実施等、病状・治療・療養状況把握が必要な者                  ② 高齢の被認定者で病状・治療・療養状況把握や家族への療養指導が必要な者                  ③ 病状が悪化傾向・医療の状況が不明等、訪問指導の必要性が高い者</p> <p>実施方法 ① 被認定者に電話等で事前連絡・調整を行い家庭訪問を行う。                  ② 電話で療養指導・相談を行う。                  ③ 被認定者の状況に応じて、施設（特別養護老人ホーム・グループホーム・老人保健施設・医療機関等）にて療養指導を行う。                  ④ ケアマネージャー・相談員・別世帯の家族と調整を図り、訪問指導時に同席してもらう。                  ⑤ 被認定者を対象に公害保健通信を定期的に発行し、家庭療養に必要な情報を提供する。</p>							
経過	年間訪問件数	平成16年度 80件 平成19年度 107件 平成22年度 92件 平成25年度 80件 平成28年度 76件 令和元年度 40件 令和3年度 16件 令和4年度 14件	平成17年度 119件 平成20年度 82件 平成23年度 82件 平成26年度 67件 平成29年度 46件 令和2年度 11件	平成18年度 48件 平成21年度 91件 平成24年度 80件 平成27年度 73件 平成30年度 48件				
必要性	被認定者の高齢化により、抱えている問題が複雑化している。生活の場で状況に応じた療養指導が求められている。被認定者の65歳以上の高齢化率は29.46%（R4.12月末現在）であり、荒川区の高齢化率の25.30%（R4.12現在）と比べて高くなっている。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 病状・年齢・面接での問題点・医療の受療状況等により、必要性の高い被認定者を優先して訪問指導を実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	訪問指導件数	11	16	14	16	25	対象は、被認定者の中で、療養指導の必要性が高い者
	②	更新手続時面接件数	156	100	110	150	80	3年に1回の公害認定更新手続きに 来所し面接を実施する件数
③	医学的検査時面接件数	251	255	267	250	200	障害等級見直し検査に来所する者の うち面接を実施する件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		国の法定受託事務として継続して実施する。				

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	7	7	6	13	12	11	18
決算額 (5年度は見込み)	0	6	6	13	12	10	18
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ訪問件数	46	48	40	11	16	14	16
被認定患者数	566	546	534	510	489	482	466

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費	12	需用費	消耗品費	10	需用費	消耗品費	18

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	3,443	1,588	▲ 1,855	地方税等	0	0	0
	物件費	12	10	▲ 2	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	56	129	73
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	56	129	73
	賞与・退職給与引当金繰入額	571	190	▲ 381	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,970	▲ 1,659	2,311
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,026	1,788	▲ 2,238	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,970	▲ 1,659	2,311
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,970	▲ 1,659	2,311

備考

物件費は事務用品等の購入費用である。行政収入は公害保健福祉事業費納付金の歳入である。

問題点・課題

被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度施設や医療機関との連絡調整等が多くなっている。また被認定者の抱えている問題の内容が複雑化しているため、個々の状況にあわせた療養指導のニーズが高まっている。入院やデイサービス・ショートステイ・施設入所などを利用している被認定者が多くなり、家庭訪問指導だけではなく施設や医療機関での療養指導の機会が増えている。被認定者の状況に応じた対応が必要である。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じつつ、効果的な療養指導を行う事が求められている。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	個々に合わせた丁寧な対応を継続する。被認定者の高齢化で施設入所が増加している。家族に対する指導を充実する。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面の指導ではなく電話での指導を中心に行った。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分行いながら、被認定者や家族に対する適切な指導を実施する。
②			
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>)に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

議会(要旨)質問状

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-22	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森			
		担当者名	五十嵐	内線	424			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	大気汚染障害者認定審査会事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 62（ 1987 ）年度	根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例（東京都）					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。							
対象者等	都内に引き続き1年（3歳未満は6ヶ月）以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症と診断された者が新規申請可能。更新対象者は平成27年3月末までに認定を受けた、生年月日が平成9年4月1日以前の者。							
内容	<p>条例に基づき、対象疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症）患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回（年12回）開催する。</p> <p>審査会委員構成 5名（医学5名〔内1名保健所長〕）</p> <p>《更新期間》 2年</p> <p>（令和5年3月末時点）都認定患者数（18歳以上）：45,732名</p> <p>荒川区認定患者数（令和5年3月末時点）：770名（18歳未満8名、18歳以上762名）</p> <p style="padding-left: 20px;">18歳以上認定者の内：60～74歳：210名（28%）、75歳以上：143名（19%）</p> <p>* 申請・届出等に係る事務は特別区事務処理特例交付金の対象</p> <p>* 制度改正に伴い平成26年度、29年度は都交付金あり</p>							
経過	<p>（昭和47年10月 医療費助成制度施行〈東京都〉）</p> <p>昭和63年3月公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったことに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。</p> <p>* 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃した。但し、18歳以上は気管支ぜん息のみで、20歳以上の場合、禁煙していることが条件。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日まで更新可。</p> <p>* 平成27年3月末の条例改正により、18歳以上の者の新規認定が終了となったが、既認定者の生年月日が平成9年4月1日以前の者は更新可能。</p> <p>* 平成30年4月からの制度改正により、18歳以上の認定者に対し、認定疾病に係る医療費の一部に自己負担額（月額6,000円）が生じる。18歳未満の認定者は対象外。</p>							
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	審査件数	31.0	38.0	26.0	35.0	30.0	審査件数（年間総件数÷12） 目標値は、実績に基づく推計値
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続						
都条例に基づく受託事務として継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		2,545	1,343	1,343	1,347	1,328	1,280	1,291
決算額 (5年度は見込み)		2,420	1,212	1,152	1,167	1,108	1,191	1,291
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	認定患者 (18歳未満)	35	24	18	21	17	8	7
	認定患者 (18歳以上)	1,283	1,230	937	880	840	762	752
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	審査員報酬	859	報酬	審査員報酬	938	報酬	審査員報酬	978
需用費	事務用品・帳票	131	需用費	事務用品・帳票	150	需用費	事務用品・帳票	163
役務費	郵便料	117	役務費	郵便料	103	役務費	郵便料	150

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	3,218	4,537	1,319	地方税等	0	0	0
	物件費	248	253	5	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	392	430	38	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,858	▲ 5,220	▲ 1,362
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,858	5,220	1,362	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,858	▲ 5,220	▲ 1,362
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,858	▲ 5,220	▲ 1,362

備考 物件費は需用費及び郵送料であるが、4年度は医療券等の印刷費が増加した。

問題点・課題 平成19年度より、子ども医療費助成制度(小学生から中学生すべて)の新設により、15歳以下の新規申請及び更新申請者数が減少した。また、平成27年度より18歳以上の新規申請を終了したため、認定患者数がほぼ頭打ちとなり、減少傾向となった。さらに、平成30年4月1日に制度改正され、18歳以上の者の認定された疾病に対する窓口支払額のうち、月額6千円までが自己負担となったため、認定患者数が減少傾向となっている(18歳未満の者については自己負担無く、従来通りである)。令和5年4月から東京都の高校生医療費無料化開始により、新規申請がさらに減少する見込みである。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢の患者など手続きが困難な患者に配慮しつつ、患者の状況に応じた対応を行っていく。	対象者が高齢化していくので、わかりやすい説明等を実施した。	18歳までの対象者から申請が減るので、更新対象者に対する丁寧な対応が必要である。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	平成21年1定 現在の申請者数及び当初の総定数について 平成21年1定 申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について 平成21年1定 医療機関における申請書の配付について 平成21年1定 診断書にかかる費用について
-----------	---



予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		772	742	757	978	786	926	949
決算額 (5年度は見込み)		734	671	733	813	701	706	949
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	助成件数	208	191	204	225	197	211	204
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品	2	需用費	消耗品	1	需用費	消耗品	2
役務費	郵送料	53	役務費	郵送料	51	役務費	郵送料	90
扶助費	助成費用	646	扶助費	助成費用	654	扶助費	助成費用	857

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,291	1,719	428	地方税等	0	0	0
	物件費	55	52	▲3	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	646	654	8	分担金及び負担金	525	529	4
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	525	529	4
	賞与・退職給与引当金繰入額	214	205	▲9	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,681	▲2,101	▲420
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,206	2,630	424	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,681	▲2,101	▲420
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲1,681	▲2,101	▲420	

備考 物件費の内訳は消耗品費1千円、郵送料51千円となっている。扶助費は予防接種の助成金である。行政収入は公害保健福祉事業費納付金の歳入である。

問題点・課題 一部の被認定者が、区で実施している高齢者インフルエンザ予防接種事業の対象者になっているため、混乱を招かないよう、同事業と接種時期や年齢の基準年月日について整合性を図り、被認定者により理解しやすい周知が必要となっている。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被認定者が理解しやすい通知ができるよう、前年度の状況を参考にして通知や申請書類を適宜見直していく。	郵送料無料の返信用封筒を配布したことにより、窓口申請が大幅に減り、申請者の利便性向上と事務の効率化が図られた。	郵送料無料の返信用封筒を予算化することで、さらに接種率・申請率の向上を図る。
②			
③			

他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)  
旧指定地域(練馬・杉並・世田谷・中野を除く)で実施。

議会質問状況(要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-24		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	災害時医療体制整備事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
			担当者名	岡田・大澤・鈴木	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-08-01	災害時医療体制整備事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	荒川区地域防災計画			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	震災等発災時に、限られた人材、医療資源で迅速かつ的確に負傷者へ対応が可能となる災害医療体制を構築する。人材面では健康部職員を対象とした医療連携訓練や座学研修を実施し、職員の対応力向上につなげる。また医療資源面では医療救護活動の効率を高めるべく、資器材や備蓄品の入替や見直しを定期的実施する。							
対象者等	災害による負傷者							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災計画に基づき、災害時に迅速かつ的確に負傷者へ対応が可能となる災害医療体制の構築について検討を重ね、具体的な行動計画の策定及び見直しを行う。</li> <li>2 平成25年度から、上記の災害医療体制に関する実効性を確認するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等医療救護班や防災関係団体と連携した医療救護訓練を実施している。</li> <li>3 平成30年度以降、区民の生命を守る搬送器材や通信手段の確保など、新たな備蓄用資器材等の充実に取り組み、さらなる医療体制の強化を図っている。</li> <li>4 令和4年度から、災害時医療に関する物品管理を一元的に行うため、従来防災課で行っていた医療資器材と医薬品の管理を生活衛生課で引き継ぐこととした。</li> </ol>							
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年度以降、区内の緊急医療救護所開設予定場所で医療救護訓練を実施。（令和2年度～3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止）令和4年度は11月12日（土）に東京リバーサイド病院にて実施。</li> <li>2 平成30年度～令和2年度にかけて緊急医療救護所用の備蓄品等を購入。（3か年計画）</li> <li>3 令和元年度以降、健康部職員向けに災害医療の基礎知識や通信機器の操作方法に関する研修を実施。</li> <li>4 令和4年度以降、医療資器材と医薬品の管理業務を防災課から引継いで実施。</li> <li>5 旧東京女子医科大学附属東医療センターの跡地に開設される令和あらかわ病院が災害拠点病院に指定されるまでの期間、区外の災害拠点病院3つと災害時における重症者等の受入れに関する協定を締結。</li> </ol>							
必要性	発災直後から72時間、各緊急医療救護所において負傷者に対してトリアージを行い、適切な治療を行う必要があり、震災で一人の犠牲者も出さないよう迅速な対応が求められる。そのため、実践的な医療救護訓練の継続的な実施や医療用資器材の整備を行う必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	緊急医療救護所用マニュアル（アクションカード）	70	75	80	85	100	作成率（%）
	②	備蓄品及び医療資器材整備率	100	100	100	100	100	各医療救護所への配備状況（%）
③	緊急医療救護所開設訓練同時実施箇所数	0	0	1	1	6	全てを同時開催し、負傷者の搬送調整を行う。	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進		発災時に区民の生命を守る医療体制を整備する重要な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額	—	7,845	10,637	11,505	1,385	18,542	7,265
決算額 (5年度は見込み)	—	6,293	7,441	9,539	1,166	12,853	7,265
実績の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)							
医療救護訓練回数	1	1	1	0	0	1	1
参加団体数	12	12	12	0	0	9	12
参加人数	279	254	174	0	0	143	180

令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	災害医療コーディネーター報酬	407	報酬	災害医療コーディネーター報酬	407	報酬	災害医療コーディネーター報酬	408
報償費	災害医療サブコーディネーター謝礼	0	報償費	災害サブ&薬事コーディネーター謝礼	66	報償費	災害サブ&薬事コーディネーター謝礼	142
旅費	災害医療コーディネーター旅費	0	旅費	災害医療コーディネーター旅費	0	旅費	災害医療コーディネーター旅費	6
需用費	訓練用資材他	242	需用費	訓練用資材他	173	需用費	訓練用資材他	183
役務費	医療救護連携訓練資器材運搬	0	役務費	医療救護連携訓練資器材運搬	75	役務費	医療救護連携訓練資器材運搬	119
委託料	訓練会場設営、備蓄用医薬品管理	517	委託料	医療資材入替滅菌、医薬品管理等	12,120	委託料	医療資材入替滅菌、医薬品管理等	6,298
						備品購入費	医療救護所用備品	109

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
	給与関係費	8,153	10,547	2,394	地方税等	0	0
	物件費	759	12,368	11,609	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	133	146
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	78	78	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	133	146
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,286	1,210	▲76	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲10,065	▲24,057
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	10,198	24,203	14,005	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲10,065	▲24,057
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲10,065	▲24,057

備考 令和4年度の物件費としては、一般需用費が173千円、委託料が12,120千円となっている。委託料については、令和4年度から医薬品等の管理を防災課から引き継いだため増額となっている。行政収入は都の包括補助金である。

- 問題点・課題
- ①夜間の発災等、限られた人数の職員しか参集できない状況でも対応できるよう、緊急医療救護所ごとのマニュアルを整備するとともに、全職員のスキルアップを図るべく訓練や研修を実施する。
  - ②緊急医療救護所を開設する施設等に、医療資材等備蓄品の保管場所を確保する。
  - ③区民への災害時における医療救護体制の周知を継続的に実施する。
  - ④病院等の医療機関や医師会等の関係団体との連携体制を強化する。
  - ⑤災害医療体制の強化のため、緊急医療救護所を災害医療連携病院敷地内に移転させる。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区内の災害拠点病院や連携病院の移転に伴い、医療救護所や備蓄スペースの見直し等を行う。	連携病院移転に伴う緊急医療救護所の見直し、区内に新たに備蓄倉庫を設置する計画について、関係部署や団体との協議を開始した。	区全体の緊急医療救護所の配置や備蓄スペース等の整備について、関係部署や団体との協議を継続する。
②	引き続き各医療救護所ごとのマニュアルを作成する。	緊急医療救護所及び医療活動調整センターのマニュアル作成を実施した。	マニュアルの見直しを行い、必要に応じて改訂を実施する。
③	引き続き、災害時の医療体制について区民への周知方法を検討していく。	ホームページを更新して周知を図った。	医師会等の関係団体との連絡体制の強化のため、緊急医療救護所への医療機関の割り振りの見直しを行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨) 平成30年度予算特別委員会 災害医療体制の構築及び訓練に要する経費について  
 令和元年度決算特別委員会 緊急医療救護所の体制、医師会の対応について  
 令和3年度決算特別委員会 災害時の医療救護所及び災害拠点病院との連携について  
 令和4年度6月会議 新病院が災害拠点病院に指定されるための取り組みについて  
 令和4年度決算特別委員会 災害拠点病院不在期間における災害医療体制について

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-25	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業費（生活衛生課）	部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
		担当者名	岡田	内線	421		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	02-02-01	新型コロナウイルス感染症対策事業費（生活衛生課）					
事務事業の種類	● 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 ● 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2（2020）年度	根拠	感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、予防接種法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	● 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	● 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	国内のみならず世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るため、医療機関等と連携し、感染の防止や感染者への適切な対応を進める。 また、区民の不安を軽減するため、相談窓口等による問合せ対応や必要な情報提供を行うとともに、地域医療体制の維持を図るため、関係医療機関・医療従事者への補助等を実施する。						
対象者等	全区民 新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる区民 医療機関・医療従事者 等						
内容	※既に終了した事業を含む 【陽性者対応】 区独自病床確保（令和2年6月1日～） 【医療機関・医療従事者支援】 医療環境整備事業補助（令和2年4月1日～令和3年3月31日） 医療従事者医療特別給付金（令和2年4月1日～令和2年12月31日） 医療従事者宿泊費・交通費補助（令和2年4月1日～令和2年12月31日） 発熱外来診療検査支援補助金（令和3年1月1日～令和5年3月31日） 【その他】 民間企業の提携による区施設を活用した東京都PCR等検査無料化事業（令和4年2月25日～令和5年5月7日）						
経過	令和2年1月 ・日本国内で初めて感染確認 ・感染症法における指定感染症に指定 ・荒川区新型コロナウイルス感染症対策本部設置 令和2年4月 ・緊急事態宣言発出（同年5月に解除）以降、3回発出（令和3年1月～3月、令和3年4月～6月、令和3年7月～9月） 令和2年5月 ・新型コロナウイルス感染症対策事業費を補正予算計上 令和2年6月 ・区民のための区独自病床確保開始 令和3年1月 ・発熱患者の診療及び積極的に応じてくれる区内医療機関に対する支援のため、発熱外来診療検査支援補助金開始 令和3年12月 ・東京都のPCR等検査無料化事業開始 令和4年2月 ・民間企業の提携による区施設を活用した東京都PCR等検査無料化事業開始 令和5年5月8日 ・感染症法上の位置づけにおいて、2類相当から5類へ段階的に移行						
必要性	区民の生命と健康を守るために、万全の体制で各種対策を実施していく必要がある。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み	
	①	区民のための病床確保数（1日当たり）	12	20	20	20	-
	②						-
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
5年度	6年度						
重点的に推進	休止・完了	区民の生命と健康を守るため、国や都の動向も踏まえ、今後は保健予防課に移管、集約の上、関係機関と連携しながら対応していく。					

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額					1,582,371	5,471,076	701,760	105,086
決算額（5年度は見込み）					1,211,238	4,715,766	469,042	105,086
実績の推移	事項名（5年度は見込み）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	区民のための病床確保数（1日当たり）	—	—	—	12	20	20	20
	無料PCR等検査数（参考値）	—	—	—	—	3447	—	—
予算・決算の内訳								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	感染症診査協議会委員報酬	15,998	役務費	郵便料	62	役務費	郵便料	44
需用費	ワクチン接種消耗品等	5,479	使用料等	PCR等検査施設使用料	2,267	使用料等	PCR等検査施設使用料	2,322
役務費	郵便料、コルセ人材派遣	97,250	負担金補助等	病床確保協力金等	466,713	負担金補助等	病床確保協力金	102,720
委託料	ワクチン接種・コト対応関係委託	4,015,239						
使用料等	ワクチン接種会場使用料	78,643						
負担金補助等	病床確保協力金等	377,327						
扶助費	医療費公費負担	122,549						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額
行政費用	給与関係費	158,913	8,593	▲ 150,320	地方税等	0	0
	物件費	4,197,298	2,329	▲ 4,194,969	国庫支出金	5,300,227	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	445,597	360,413
	扶助費	122,549	0	▲ 122,549	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	377,327	466,713	89,386	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	28,105	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,773,929	360,413
	賞与・退職給与引当金繰入額	23,290	1,026	▲ 22,264	行政収支差額(a)-(b)=(c)	894,552	▲ 118,248
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	4,879,377	478,661	▲ 4,400,716	通常収支差額(c)+(d)=(e)	894,552	▲ 118,248
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	894,552	▲ 118,248	

備考 発熱外来検査数の増に伴い医療機関への補助額が増となっており、病床確保協力金とあわせ補助費等が行政費用の97.5%を占める。なお、令和5年度から分析シートを部単位から課単位とした。行政収入は、補助費等に対するものとなっている。

問題点・課題 ・令和5年5月8日以降、感染症法上の位置付けを2類相当から5類に段階的に移行していくことを踏まえ、区独自病床確保についても、保健予防課に移管し、本事業を集約していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	陽性者への適切な対応を継続していく。	発熱外来・無料PCR等検査は医師会、東京都等関係各所と調整、了承の上終了した。また最大20床の病床を確保、入院体制を整えた。	コロナの感染状況を鑑み、病床確保について適切な対応を実施する。
②			
③			
他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)		
況(要旨)	○病床確保協力金事業 2区(世田谷区、足立区)		
議(要旨)	令和2年1定以降、継続して状況報告及び審議を実施		

# 事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	09-01-27		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	休日等医療体制整備事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
			担当者名	長谷川・小幡	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-03-01	休日診療対策費						
	01-03-02	休日歯科診療対策費						
	01-03-03	日曜日柔道整復施術事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱、休日歯科診療対策費など			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	医療機関等が休診となる日曜、祝日等に、輪番制による医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。							
対象者等	①内科・小児科・外科系の軽度の救急患者 ②歯科の救急患者 ③打撲・捻挫・脱臼・つき指・骨折などの軽度の救急患者 ④調剤を必要とする救急患者							
内容	<p>①休日診療 5か所/日（4か所輪番、1か所固定） 午前10時～午後5時 日曜、祝日、年末年始 （準夜間） 3か所/日（2か所輪番、1か所固定） 午後5時～午後9時 土・日曜、祝日、年末年始</p> <p>②歯科診療 1か所/日 午前9時～午後4時 日曜、祝日、年末年始</p> <p>③柔道整復 1か所/日 午前9時～午後7時 日曜</p> <p>④調剤薬局 4か所/日 午前10時～午後5時 日曜、祝日、年末年始 （準夜間） 2か所/日 午後5時～午後9時 土・日曜、祝日、年末年始</p> <p>※①休日・準夜間診療の固定施設は荒川区医師会館内（荒川区医師会こどもクリニック） ※①休日・準夜間診療の診療科目は、原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保 ※①は区医師会館内で、②は区歯科医師会館内で録音テープにより当番医の紹介を行っている（テレホンサービス）。</p>							
経過	<p>① 昭和48年 7月 ・1日あたり5か所の医療機関で休日診療開始 昭和54年 4月 ・準夜間診療開始 平成 4年 4月 ・土曜日準夜間診療の開始 平成12年 4月 ・二次救急の充実により入院施設確保の廃止 平成29年 4月 ・荒川区医師会館内で固定診療開始（荒川区医師会こどもクリニック）</p> <p>② 昭和56年10月 ・休日歯科診療開始</p> <p>③ 平成19年度 ・柔道整復師会が自主的に日曜施術を実施（午前9時～午後5時） 平成23年 7月 ・区の後援事業と位置づけ、区報に休日当番施術所を掲載開始 平成28年10月 ・区の委託事業として日曜日柔道整復施術事業（R5から診療時間延長）を開始</p> <p>④ 昭和54年 4月 ・荒川区薬剤師会が自主的に休日調剤薬局を開局 令和 4年 4月 ・区の委託事業として休日調剤薬局開局事業を開始</p>							
必要性	医療機関等が休診となる休日等に医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、①休日診療対策は、休日等に二次救急医療機関に患者が集中することを防ぐことにつながるため、二次救急医療機関が本来の機能を遂行する上でも必要性が高い。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 区からの委託により実施（①荒川区医師会、②荒川区歯科医師会、③東京都柔道整復師会荒川支部、④荒川区薬剤師会）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	医療の充実度	-	3.47	3.44	3.50	3.60	GAH指標（5段階評価）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
推進		推進		区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額							113,719	114,902
決算額 (5年度は見込み)							108,771	114,902
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	休日・準夜間診療受診者数	13,360	13,018	14,022	4,576	6,403	8,714	10,000
	休日歯科診療受診者数	230	232	303	227	205	186	250
	日曜日柔道整復施術受診者数	93	111	108	68	74	55	70
	休日・準夜間調剤患者人数	-	-	-	-	-	3,439	3,500
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	休日診療委託	92,398	委託料	休日診療委託	91,940	委託料	休日診療委託	93,023
	休日歯科診療委託	8,409		休日歯科診療委託	8,409		休日歯科診療委託	8,516
	日曜日柔道整復施術委託	1,041		日曜日柔道整復施術委託	1,041		日曜日柔道整復施術委託	1,061
				休日調剤薬局委託	7,381		休日調剤薬局委託	12,302

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	0	4,812	4,812	地方税等	0	0	0
	物件費	0	108,771	108,771	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	574	574	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲114,157	▲114,157
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	0	114,157	114,157	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲114,157	▲114,157
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲114,157	▲114,157

備考 令和4年度決算から「休日診療対策費」「休日歯科診療対策費」「日曜日柔道整復施術事業費」「休日調剤薬局開局事業費」の4シートを本シートに統合している。行政費用については、医師会等への委託料として物件費が95.3%を占める。

問題点・課題  
 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染症への不安から区民が利用を控える動向はあるが、休日・準夜間診療受診者数について、令和4年度の実績は前年度を上回った。必要な時には本事業を利用いただけるよう区民への啓発を継続していく必要がある。  
 ・休日調剤薬局については令和4年度から実施しており、必要な時に利用いただけるよう区民への啓発を図る必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	感染症への不安の解消を図りつつ、本事業の利用推進のための啓発に取り組む。	ホームページや区報等を用いて、啓発活動に取り組んだ。休日診療は、受診者が令和3年度より増加しているが、歯科や柔整は減少している。	引き続き、感染症への不安の解消を図りつつ、本事業の利用推進のための啓発に取り組んで行く。
②	休日調剤薬局事業の利用推進ができるような広報活動を行う。	休日診療の受診者の増加と共に、休日調剤薬局の利用者も多く、周知がされてきている。	休日診療の受診者の利便性が図れるよう、調剤薬局の利用促進の広報活動を継続する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	①休日診療：実施22区（固定施設19区） ②休日歯科診療：実施22区（固定施設14区） ③柔道整復施術所：実施7区 ④休日調剤薬局：実施21区
議会議決要旨	令和元年度9月会議 休日薬局への支援について 令和3年度決特 休日薬局への支援について